

## 過労運転の防止について (パートⅡ)

過労運転の防止については、既に群馬県適正化通信 NO.47 で発信をしていますが、最近の事業用自動車の事故を見ると、過労運転が原因と思われる事故が多く見受けられることから、再度発信をすることとしました。また、巡回指導における37項目の指導結果においても、改善指導項目として過労運転の指摘が多くあり、最近は増加傾向にあります。

過労運転の防止が事故防止につながりますので、事業者や管理者の方は、運転者とともに改善基準の遵守を徹底するようお願いいたします。また、併せて荷主にも改善基準の遵守に向けた積極的な働きかけをお願いいたします。(荷主の指示により過労運転となった場合は、荷主名が公表されることもあります。)

### 1. 巡回件数に対する過労運転の指摘件数率 (群馬県適正化巡回指導結果より)

巡回年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
指摘率	22.6%	25.8%	22.5%	29.5%	26.1%	28.0%

### 2. 支局監査時における過労運転の主な指摘事項

- (1) 所定の拘束時間を超えて乗務していた者があったこと。
- (2) 仕業間の休息を十分にとらずに乗務していた者があったこと。
- (3) 連続運転時間が4時間を超えていたものがあったこと。
- (4) 長期連続勤務をしていた者があったこと。
- (5) 運転時間が2日を平均して9時間を超えていたものがあったこと。
- (6) 運転者の過労防止に関する措置が不適切であり、一の運行における最初の勤務を開始してから最後の勤務を終了するまでの時間が144時間を超えていたものがあったこと。

### 3. 行政処分基準 (乗務時間等告示の遵守違反)

違反項目	処分内容
各事項の未遵守 5件以下	警告(再違反:10日車)
各事項の未遵守 6件以上 15件以下	10日車(再違反:20日車)
各事項の未遵守 16件以上 30件以下	20日車(再違反:40日車)
各事項の未遵守 31件以上	
未遵守が1ヵ月で計31件以上あった運転者が3名以上確認され、かつ、過半数の運転者が拘束時間の未遵守	事業停止30日間

※ 過労運転の防止及び労働時間等の改善基準については、既に会員事業者の方には2月の広報と一緒に配布しました。「運行管理業務と安全」マニュアルP21、勤務時間と乗務時間設定を参照して下さい。

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関

電話 027-212-8821